

プレミアバンク被害者の会 会員規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、プレミアバンク被害者の会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 株式会社プレミアバンク（以下「プレミアバンク」という。）の被害者の権利の実現に向けた支援。
- (2) プレミアバンクの詐欺行為に対する刑事告訴。
- (3) プレミアバンクの被害者及び近親者（被害者の3親等以内の親族をいう。以下同じ。）に対する支援。
- (4) 詐欺被害、私募債問題についての法改正の啓発活動。
- (5) プレミアバンクを退職した役員及び従業員並びにプレミアバンクと密接な関係を有する者（以下「退職役職員等」という。）への協力要請及び情報収集。
- (6) その他前各号に関連する事項

第2章 会 員

(会 員)

第3条 本会の会員は、次の第1号ないし第3号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める者であって、かつ、本会の設立の趣旨及び目的に賛同する者とする。

- (1) 正会員 被害者
- (2) 準会員 被害者の近親者
- (3) 特別会員 正会員及び準会員以外の者であって、本会がその目的の実現に熱意を有すると特に認めた者（退職役職員等も含む。）。

2 本会の会員は、本会の会員としての資格を移転し、又は本規約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

(入 会)

第4条 本会に入会しようとする者は、第3条各号に定める会員の種別に応じ、次の各号アに定める手続きを行い、当該各号イに定める承認機関の承認を得なければならない。

(1) 正会員

ア 手 続 き 正会員として入会しようとする者は、本会に対し、別紙入会申込書に身分証明書及びプレミアバンクとの間で締結した契約書の写しを添えて提出する。

イ 承認機関 代表幹事

(2) 準会員

ア 手 続 き 準会員として入会しようとする者は、本会に対し、別紙入会申込書に身分証明書及び被害者の3親等以内の親族であることを証する書面の各写しを添えて提出する。

イ 承認機関 代表幹事

(3) 特別会員

ア 手 続 き 特別会員として入会しようとする者は、本会に対し、別紙入会申込書に身分証明書及びプレミアバンクとの関係性を証する書面の写しを添えて提出する。

イ 承認機関 本会の幹事会

2 代表幹事又は幹事会は、本会に入会しようとする者から前項各号アに掲げる入会申込書及びその添付書面が提出された場合には、速やかに入会の諾否を審査し、その者に対して、諾否の通知しなければならない。

3 本会に別紙入会申込書を提出した者は、第3条各号に定める会員の種別に応じ、代表幹事又は幹事会が入会を承認する旨の通知をした時に本会の会員としての資格を取得する。

4 本会は、いかなる理由があっても、本会に入会しようとする者から提出された第1項各号に掲げる入会申込書及びその添付書面は一切返却しない。

(経費等の負担)

第5条 会員は、入会金及び会費その他名目の如何を問わず、本会の運営に必要な経費（以下「必要経費等」という。）を負担しない。

2 前項の必要経費等は、代表幹事がこれを負担する。

(除名)

第6条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において正会員及び準会員の半数が出席し、出席した当該正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって除名することができる。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 本会の名誉を著しく毀損し、又は本会の目的に違反する行為をしたとき。

(3) 本会の会員として相応しくないと認められたとき。

(退会)

第7条 会員は、正会員及び準会員にあっては代表幹事の承認を得て、特別会員にあっては幹事会の承認を得て、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第9条 本会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(構成)

第10条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第11条 会員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 幹事の選任又は解任
- (3) 本規約の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他本規約で定める事項

(開催)

第12条 本会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 会員総会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、幹事会の決議に基づき代表幹事が招集する。

2 代表幹事は、会員総会を開催する2週間前までに、正会員、準会員及び特別会員に対して、次の各号に定める事項を記載した書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

- (1) 会員総会の日時及び場所
- (2) 会員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(議長)

第14条 会員総会の議長は、代表幹事又は代表幹事が幹事のうちから指名した者からこれに当たる。

(議決権)

第15条 会員総会における議決権は、次の各号に定める会員の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正会員 1名につき1個とする。
- (2) 準会員 1名につき1個とする。
- (3) 特別会員 会員総会において決議すべき全ての議案について議決権を有しない。

(決議)

第16条 会員総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、正会員及び準会員の議決権の過半数を有する正会員及び準会員が出席し、出席したこれらの会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員総会の議事録)

第17条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した幹事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
 - (2) 代表幹事 1名
- 2 幹事のうち1名を代表幹事とする。
- 3 本会は、幹事のうちから次の役員を置くことができる。
- (1) 代表幹事代行 1名
 - (2) 副代表幹事 若干名

(役員を選任)

第19条 幹事は、正会員又は準会員のうちから、会員総会の決議によって選任する。

2 代表幹事は、幹事会の決議によって幹事の中から選定する。

(幹事の職務及び権限)

第20条 幹事は、幹事会を構成し、本規約に定めるところにより職務を執行する。

2 代表幹事は、本規約の定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。

3 代表幹事代行は、代表幹事に事故があるとき又はやむを得ない事情があるときに限り、代表幹事の業務を代行する。

4 副代表幹事は、代表幹事及び代表幹事代行の業務執行を補佐する。

(役員任期)

第21条 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終了の時までとする。ただし、幹事が任期の満了又は辞任により退任した場合であっても、新たに選任された者が就任するまで、なお幹事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 幹事は、会員総会において正会員及び準会員の半数が出席し、出席した当該正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第23条 幹事及び代表幹事の報酬は、無報酬とする。

(顧問)

第24条 本会は顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事に対して、随時意見を述べることができる。

第5章 幹事会

(構成)

第25条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、全ての幹事をもって構成する。

(権限)

第26条 幹事会は、本規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 幹事の職務執行の監督
- (3) 代表幹事の選定及び解職
- (4) 特別会員の入会の諾否の決定
- (5) 会員総会に付議すべき事項に関する決定
- (6) 前各号に定めるもののほか、本会の業務の執行に関する重要な事項の決定

(招集)

第27条 幹事会は、代表幹事がこれを招集する。

- 2 代表幹事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、幹事会を開催する3日前までに、すべての幹事に対して、幹事会を開催する日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 代表幹事に事故があるとき又はやむを得ない事情があるときは、代表幹事代行が招集する。
- 4 幹事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで幹事会を開催することができる。

(議長)

第28条 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(決議)

第29条 幹事会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した幹事及び代表幹事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(幹事会細則)

第31条 幹事会の運営に関し必要な事項は、本規約に定めるもののほか、幹事会の細則で定める。

第6章 規約の変更、解散及び清算

(規約の変更)

第32条 本規約は、会員総会において正会員及び準会員の半数が出席し、出席した当該正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 本会は、会員総会において正会員及び準会員の半数が出席し、出席した当該正会員及び準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 本会が清算する場合において残余財産があるときは、会員総会の決議を経て、本会と同一又は類似の目的を有する団体に贈与する。

第7章 附 則

(本会の成立)

第35条 本会は、平成30年6月11日をもって成立する。

(設立時役員)

第36条 第18の規定に関わらず、本会の設立時役員は、本会に入会しようとする者が特定の者を推薦する方法により定める。

以 上